

# 不在者投票のご案内

足立区の選挙人名簿に登録されている方で、仕事や旅行等で足立区外に滞在されている場合や、住所を移転した場合など、最寄りの区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

## 《投票用紙の請求から投票までの流れ》

- 1 「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を自書にて記入し、足立区選挙管理委員会に郵送または持参してください。FAXやEメールでの申請はできません。
- 2 選挙の告示（公示）日より、足立区選挙管理委員会から、滞在先の住所にレターパックで投票用紙等を郵送します。
- 3 投票用紙等が届きましたら、送付されたもの一式を滞在地の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。
- 4 滞在先の選挙管理委員会から、投票済の投票用紙等が足立区選挙管理委員会へ郵送されます。

※郵送には日数がかかります。投票済みの投票用紙等が投票日当日までに足立区選挙管理委員会に必ず到着するよう、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めをお願いします。

### ★注意事項

- 1 不在者投票ができる期間は、告示（公示）日の翌日から投票日の前日までです。投票日当日は不在者投票できません。
- 2 投票場所や受付時間については、必ず不在者投票を行う区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

＜不在者投票宣誓書（兼請求書）の送付先＞

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1

足立区選挙管理委員会事務局 不在者投票担当



問い合わせ先

電話 03-3880-5531

FAX 03-3880-5661

E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

# 不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日執行の\_\_\_\_\_選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

記載が、真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。

請求年月日	年 月 日
氏名	(ふりがな)
生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日生
足立区での住所	東京都足立区
不在理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕事・学業・冠婚葬祭のため</li><li>・旅行滞在・その他の用事のため</li><li>・病気・出産のため</li><li>・住所移転のため</li><li>・天災又は悪天候のため</li></ul>
投票用紙等の送付先住所	〒 _____  連絡先電話 ( ) _____  ※方書がある場合は、必ず記入してください。

[事務処理欄]

投票区	名 簿 番 号	交 付 年 月 日	受 理 年 月 日
投	頁 行		